

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

福岡県 那珂川市長

公表日

令和5年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法による下記業務において、特定個人情報を取り扱う。 【番号法別表第一に関する事務】 ①生活習慣相談等の実施に関する事務(法第19条第2項) ②歯周疾患検診の実施に関する事務(法施行規則第4条第2項) ③骨粗鬆症検診の実施に関する事務(法施行規則第4条第2項) ④肝炎ウイルス検診の実施に関する事務(法施行規則第4条第2項) ⑤一般検診と保健指導の実施に関する事務(法施行規則第4条第2項) ⑥特定健康診査非対象に対する保健指導の実施に関する事務(法施行規則第4条第2項) ⑦がん検診の実施に関する事務(法施行規則第4条第2項)
③システムの名称	健康管理
2. 特定個人情報ファイル名	
受診者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 別表第一の76の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠法令) ・番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条 (情報提供の根拠法令) ・番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目8番1号 那珂川市役所 健康福祉部 健康課 TEL092-408-8296
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目8番1号 那珂川市役所 健康福祉部 健康課 TEL092-408-8296

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月14日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③	総合健康管理	健康管理	事後	
平成30年6月14日	1-5 評価実施機関における担当部署①	健康福祉部 国保年金健康課	健康福祉部 健康課	事後	
平成30年6月14日	1-5 評価実施機関における担当部署①	国保年金健康課長 石橋 小百合	健康課長	事後	
平成30年10月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	那珂川町	那珂川市	事前	
平成30年10月1日	表紙 評価実施機関名	福岡県 那珂川町長	福岡県 那珂川市長	事前	
平成30年10月1日	I -7 請求先	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那珂川町役場 健康福祉部 国保年金健康課	福岡県那珂川市西隈1丁目8番1号 那珂川市役所 健康福祉部健康課 Tel.092-408-8296	事前	
平成30年10月1日	I -8 連絡先	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那珂川町役場 健康福祉部 国保年金健康課	福岡県那珂川市西隈1丁目8番1号 那珂川市役所 健康福祉部健康課 Tel.092-408-8296	事前	
令和1年6月30日	I-2 特定個人情報ファイル名	受信者情報ファイル	受診者情報ファイル	事後	
令和1年6月30日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	
令和3年8月31日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 別表第一の76の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	1.番号法第9条第1項 別表第一の110の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	事前	
令和4年3月8日	I 関連情報 4.情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	2)実施しない	1)実施する	事前	
令和4年3月8日	I 関連情報 4.情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	(情報照会の根拠法令) ・番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条 (情報提供の根拠法令) ・番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条	事前	
令和4年3月8日	IV リスク対策 6.情報ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
令和4年3月8日	IV リスク対策 6.情報ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
令和4年3月11日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 別表第一の110の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	1.番号法第9条第1項 別表第一の76の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	事後	
令和5年12月8日	公表日	令和4年3月10日時点	令和5年12月27日時点	事後	
令和5年12月8日	II -1 対象人数	令和3年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年12月8日	II -2 取扱者数	令和3年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	